

造林補助事業

神奈川県では、木材生産を目的とした林業活動をととして森林の持つ公益的機能の維持増進が図られることから、森林をお持ちの方が、自ら、又は委託して行う森林整備や森林作業道の整備への補助を行っています。

○ **補助の対象エリア** 神奈川県内全域が対象です。

○ **補助の対象者(事業主体)**

森林所有者、森林組合、森林経営計画策定者等が対象です。

* 森林をお持ちの方が、森林組合や森林経営計画策定者に施業を委託した場合も対象となり、施業に要した費用から補助金額を差引き、残りを負担金として清算します。(下図の⑥、⑦)

○ **補助の対象面積** 0.1ヘクタール以上(1,000㎡以上)が対象です。

○ **補助の対象となる施業**

植栽、下刈、間伐、枝打等の森林整備、森林作業道の整備などです。

* 施業内容ごとに林齢などの採択要件があります。また、間伐については間伐材の搬出が条件となる場合があります。詳細は下欄お問合せ先にお尋ねください。

○ **補助率と受け取れる補助金額の算出例(令和2年度)**

補助率は、森林経営計画等に基づく森林は8.5/10、それ以外は4.5/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価※1 × 事業量 × 補助率

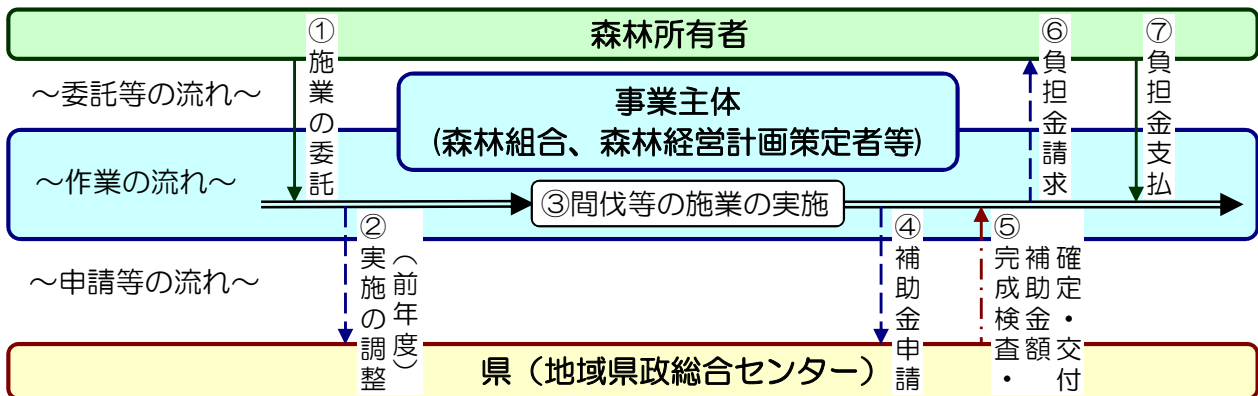
【算出例】森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の集材方法で、間伐材を30m³/ha以上搬出する場合

受け取れる補助金額 = 315,000円※2 (371,000円/ha × 1.0ha × 8.5/10)

※1 標準単価は施業内容や年度などで異なります。詳細は下欄お問合せ先にお尋ねください。

※2 補助金額は計算過程における端数処理の関係により、必ずしも計算式と一致するとは限りません。

○ **補助申請の仕組みと流れ(森林組合や森林経営計画策定者等に施業を委託した場合)**



→ : 森林所有者 - - - - -> : 事業主体 - · - · - ·> : 県

* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合には、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

◆ 「造林補助事業」に関するお問合せはこちらへ

森林の場所	お問合せ先	電話番号(代表)
県央地域と相模原市	神奈川県 県央地域県政総合センター 森林保全課	046-224-1111
湘南地域	神奈川県 湘南地域県政総合センター 森林課	0463-22-2711
足柄上地域と西湘地域	神奈川県 県西地域県政総合センター 森林保全課	0465-83-5111
横須賀三浦地域	神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター 地域農政推進課	046-823-0210
横浜川崎地域	神奈川県 横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課	045-934-2372
事業全般については	神奈川県庁 森林再生課 林業振興グループ	045-210-1111